

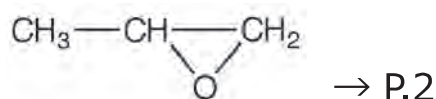
特定化学物質障害予防規則等が改正されました

以下の4物質について 健康障害防止措置が義務づけられます

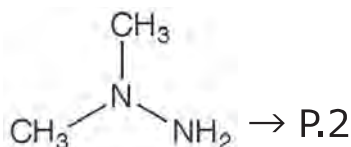
- ◆ 酸化プロピレン
- ◆ 1,1-ジメチルヒドラジン
- ◆ 1,4-ジクロロ-2-ブテン
- ◆ 1,3-プロパンスルトン

改正政省令・告示は、平成23年4月1日から施行・適用され、一部に経過措置(猶予期間)が設けられています。

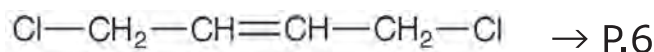
酸化プロピレン



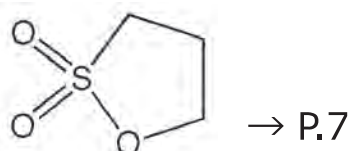
1,1-ジメチルヒドラジン



1,4-ジクロロ-2-ブテン



1,3-プロパンスルトン



厚生労働省では、化学物質について、平成18年1月に創設した有害物ばく露作業報告制度を基にばく露実態調査を行っており、ばく露評価と有害性評価によりリスク評価を実施し、リスクが高いと判断された場合には、必要な規制を実施しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

今回の改正による物質ごとの主な規定の適用（一覧）

今回新たに義務付けられた規定

法令 条文 派遣 規制内容					物質名	酸化プロピレン	1・1ージメチル ヒドラーゼ	1・4ージクロロ ブテン	1・3ープロ パントン
安衛法	57	一	表示			○	○	○	○
	57の2	一	文書の交付			○	○	○	○
	59	先	労働衛生教育（雇入れ時等）			○	○	○	○
	88	先	計画の届出			○	○	○	○
特定化学物質障害 予防規則（特化則）	4	先	特定第2類物質等 の製造に係る設備	密閉式		○	○		◇
				局排		○	○		
				ブッシュブル		○	○		
	5	先	特定第2類物質ま たは管理第2類物 質に係る設備	密閉式		○	○	◇	
				局排		○	○	◇	
				ブッシュブル		○	○	◇	
	7	先	局排の性能 (ppm)			2	0.01	0.005	
	8	先	局排等の稼働時の要件			○	○	○	
	12の2	先	ぼろ等の処理			○	○		◇
	13～20	先	漏えいの防止（特化設備）			○	○		13-17◇ 20◇
	21	先	床の構造			○	○		◇
	24	先	立入禁止措置			○	○		◇
	25	先	容器等			○	○		◇
	27	先	作業主任者の選任			○	○		
	29～32	先	定期自主検査			○	○	○	

法令 条文 派遣 規制内容					物質名	酸化プロピレン	1・1ージメチル ヒドラーゼ	1・4ージクロロ ブテン	1・3ープロ パントン
特定化学物質障害 予防規則（特化則）	36	先	作業環境の 測定	実施		○	○		
				記録の保存	30年	30年			
	36の2	先	測定結果の評価		○	○			
			管理濃度 (ppm)	2	0.01				
	36の3	先	評価の結果に基づく措置			○	○		
	37	先	休憩室			○	○		
	38	先	洗浄設備			○	○		
	38の2	先	飲食等の禁止			○	○		
	38の3	先	掲示			○	○	◇	◇
	38の4	先	作業記録			○	○	◇	◇
	38の17	先	特別規定					◇	
	38の19	先						◇	
	39, 40	先	健康診断	雇入れ、定期		○	○		
				配転後		○	○		
				記録の保存		○	○		
	41	先	健康診断結果の報告			○	○		
	42	先	緊急診断			○	○		
43	先	呼吸用保護具			○	○			
44	先	保護衣等			○	○		◇	
45	先	保護具の数等			○	○			
53	先	記録の報告			○	○	◇	◇	

◇ 該当条文と同様の内容を特別規定（特化則第38条の17又は第38条の19）で定めていることを示す

※ 「派遣」の列の欄は、派遣労働者の場合に義務を負う事業者の区分を示す。「先」：派遣先事業者、「元」：派遣元事業者

※ 「安衛法」は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） ※ 安衛法第57条（表示）及び第57条の2（文書の交付）の規定に関しては、譲渡・提供者に義務がある。

有害性・性状・用途

主な有害性	性状	用途の例
酸化プロピレン CAS No 75-56-9		
がん原性 (IARC 2B(ヒトに対して発がん性が疑われる)) 皮膚腐食性・刺激性あり (GHS区分1相当) 皮膚感作性あり (GHS区分1相当) 生殖毒性あり (GHS区分2相当)	液体 極めて気化しやすい(沸点34℃, 蒸気圧59kPa)	ポリエステル樹脂原料、ウレタンフォーム原料、塩化ビニル安定剤、界面活性剤、合成樹脂原料、顔料、医薬品の中間体、殺菌剤
1,1-ジメチルヒドラーゼ CAS No 57-14-7		
がん原性 (IARC 2B(ヒトに対して発がん性が疑われる)) 急性毒性(吸入)あり (GHS区分2相当) 皮膚腐食性・刺激性あり 眼に対する重篤な損傷性・刺激性あり	液体 気化しやすい (沸点63℃, 蒸気圧16.4 kPa)	合成繊維・合成樹脂の安定剤、医薬品・農薬の原料、ミサイル推進薬、界面活性剤
1,4-ジクロロ-2-ブテン CAS No 764-41-0		
がん原性 (EU 2(ヒトに対して発がん性があるとみなされるべき物質)) 急性毒性(吸入)あり (GHS区分1相当) 皮膚腐食性・刺激性あり (GHS区分1相当)	液体	クロロブレン製造の中間体
1,3-プロパンスルトン CAS No 1120-71-4		
がん原性 (IARC 2B(ヒトに対して発がん性が疑われる)) 動物実験(ラット, 単回皮膚投与)局所の肉腫が高率で発生	固体 容易に熔融(融点31℃)	合成樹脂、繊維、塗料、染料、医薬品の合成中間体、電解液原料

酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジン についての主要な措置

(今回の改正で、表示対象物、特定化学物質の特定第2類物質になりました)

容器・包装への表示

酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジン、これらを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要です。

(安衛法第57条、安衛則第30、32、33条及び別表第2) 平成23年4月1日より適用

表示事項

- ①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵または取扱い上の注意、
⑤表示者の氏名、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章

注)主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

注)平成23年4月1日時点で既に存在する物については、平成23年9月30日までは適用除外

特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率

○酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジンの製造・取扱い作業全般

○重量の1%を超えて含有する製剤その他の物が対象

適用除外作業 (特化則第2条の2)

- ①屋外において酸化プロピレンをタンクローリー、タンカー、タンクコンテナ等から貯蔵タンクに、または貯蔵タンクからタンクローリー、タンカー、タンクコンテナ等に、直結式のホースを用いて注入する作業

- ②酸化プロピレンを貯蔵タンクから耐圧容器に直結式のホースを用いて注入する作業

注)[容器・包装への表示]については適用除外となりません。

発散抑制措置等

酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジン、これらを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「対象物」と言います。)を製造し、または取り扱う作業全般について、対象物から発散するガス、蒸気に労働者がさらされること(ばく露)を防止するため、次の措置を講じることが必要です。

3③以外は平成24年4月1日より措置が必要。ただし、平成23年4月1日～平成24年3月31日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から。3③は、発散抑制設備を平成23年6月30日までに設置・移転・変更しようとするときは不要。

- 1 対象物の製造工程の密閉化
- 2 製造工程以外を対象物のガス、蒸気が発散する屋内作業場での発散抑制措置
- 3 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

1 対象物の製造工程 (特化則第4条)

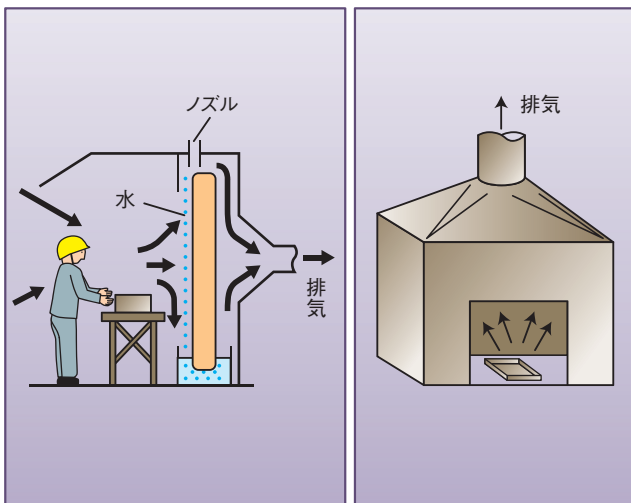
- ① 製造設備を密閉式の構造とすること
- ② 製造する対象物を労働者に取り扱わせるときは、隔離室での遠隔操作によること
- ③ 計量作業、容器に入れる作業、袋詰め作業で、①及び②の措置が著しく困難であるときは、対象物が作業中の労働者の身体に直接触れない方法により行い、かつ、当該作業場所に囲い式フードの局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること

2 製造工程以外の対象物のガス、蒸気が発散する屋内作業場（特化則第5条）

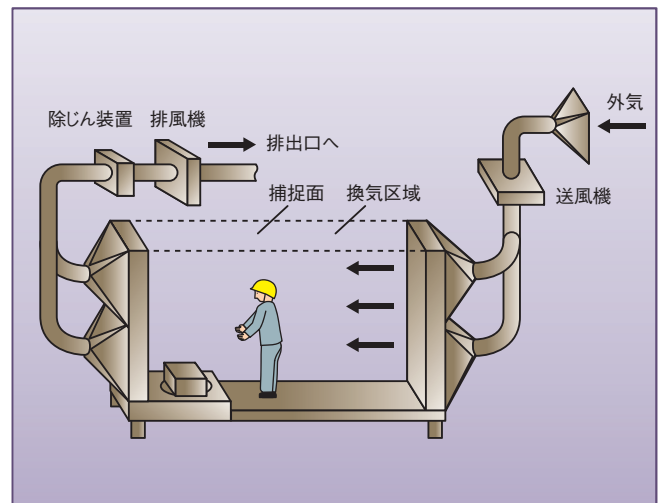
- ① 発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること
- ② ①の措置が著しく困難なとき、または臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設ける等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること

3 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

- ① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること（特化則第7、8条）
（局所排気装置の抑制濃度は、酸化プロピレン 2 ppm、1,1-ジメチルヒドラジン 0.01 ppm）
- ② 定期自主検査、点検を行うこと（特化則第29、30、32、33、34の2、35条）
- ③ 設置計画の届出（安衛則第86、88条及び別表第7）
（設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要）



局所排気装置（囲い式）の例



プッシュプル型換気装置（開放式・水平流）の例

漏えい防止のための措置等

対象物の製造・取扱い設備で移動式以外のもの（特化則で「特定化学設備」といいます。）からの漏えい事故等による労働者の健康障害を予防するため、次の措置を講じることが必要です。

1⑦⑧、2⑦⑧、3②以外は平成24年4月1日より措置が必要。ただし、平成23年4月1日～平成24年3月31日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から。1⑦⑧、2⑦⑧は平成23年4月1日より。3②は、特定化学設備を平成23年6月30日までに設置・移転・変更しようとするときは不要。

特定化学設備について

- 1 漏えいの防止措置等
- 2 漏えい時など異常時・緊急時のための措置等
- 3 点検、労働基準監督署への届出等

1 漏えいの防止措置等

- ① 腐食防止措置（特化則第13条）
- ② 接合部の漏えい防止措置（特化則第14条）
- ③ バルブ等の開閉方向の表示等（特化則第15条）
- ④ バルブ等の材質等（特化則第16条）
- ⑤ 送給原材料の表示（特化則第17条）

- ⑥ 作業規程（特化則第20条）
- ⑦ 設備の改造等の作業時の措置（特化則第22条及び第22条の2）
- ⑧ 適切な容器の使用、保管等（特化則第25条）

2 漏えい時など異常時・緊急時のための措置等

- ① 2以上の出入り口（特化則第18条）
- ② 計測装置の設置（特化則第18条の2）
- ③ 警報設備等（特化則第19条）
- ④ 緊急遮断装置の設置等（特化則第19条の2）
- ⑤ 予備動力源等（特化則第19条の3）
- ⑥ 不浸透性の床（特化則第21条）
- ⑦ 漏えい時の退避等（特化則第23条）
- ⑧ 救護組織、訓練等（特化則第26条）

3 点検、労働基準監督署への届出等

- ① 特定化学設備の定期自主検査及び点検（特化則第31、32、34、34の2、35条）
- ② 特定化学設備の設置等の計画の届出（安衛則第86、88条及び別表第7）
（設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要）

作業主任者

対象物の製造・取扱い作業では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要です。
注）試験研究のため取り扱う作業を除く（特化則第27条及び第28条）平成24年4月1日より適用

○「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、**特定化学物質作業主任者**を選任

○作業主任者の職務

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、又は吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。

作業環境測定

対象物を製造・取り扱う**屋内作業場**では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。
（特化則第36条～第36条の4）平成24年4月1日より適用

- **6月以内ごとに1回**、定期に、**作業環境測定士(国家資格)**による**作業環境測定**を実施
- 結果について**一定の方法で評価**を行い、評価結果に応じて**適切な改善**が必要
- **測定の記録及び評価の記録は30年間保存**

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法	備考
酸化プロピレン	2 ppm	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	試料採取する際は、合成樹脂製の球状活性炭を用いること
1,1-ジメチルヒド ラジン	0.01 ppm	固体捕集方法	高速液体クロマト グラフ分析方法	試料採取する際は、硫酸含浸グラ スファイバーフィルターを用いること

健康診断

対象物の製造・取扱い業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。
(特化則第39条～第42条、別表第3～第5) 平成23年4月1日より適用

- 対象物の製造・取扱い業務に常時従事する労働者に対して、雇入れまたは当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、規定の項目について健康診断を実施
- 対象物が漏洩し、労働者が汚染された時は医師による診察または処置を受けさせる
- 健康診断の結果(個人票)は、30年間の保存が必要
- 健康診断の結果を労働者に通知
- 特定化学物質健康診断結果報告書(様式第3号)を労働基準監督署長に提出

その他の措置

平成23年4月1日より適用

- 有効な呼吸用保護具等を備えること (特化則第43条～第45条)
- ばろ等の処理 (特化則第12条の2)
- 関係者以外の者の立入禁止措置 (特化則第24条)
- 取扱い上の注意事項等の掲示 (特化則第38条の3)
- 作業を記録し、30年間保存すること (特化則第38条の4)
- 休憩室、洗浄設備の設置 (特化則第37条及び第38条)
- 喫煙、飲食の禁止 (特化則第38条の2)



【呼吸用保護具の選定及び備え付けの留意点】

➤ 酸化プロピレン

非常に蒸気圧が高く、有機ガス用防毒マスクを使用した場合に、破過時間が極めて短くなるおそれがあることから、防毒マスクの吸収缶は1回使い捨てが望まれます。

やむを得ず再使用する場合は、十分な除毒能力が残存していることの確認が必要です。

➤ 1,1-ジメチルヒドラジン

有害性が高いことに加え、臭気の閾値(臭いを感じる濃度)が高く有害性を認識しにくいことから、送気マスクを推奨します。

やむを得ず作業性等の問題から防毒マスクを使用する場合は、吸収缶の有効性について確認が必要です(有機ガス用吸収缶の有効性は不明ですが、アンモニア用吸収缶で有効との情報もあります)。防毒マスクの選定に当たっては、ばく露予測モデル等の活用により作業場所のばく露濃度を推定し、0.1ppm以下の作業であれば半面形防毒マスクを、0.5ppm以下の作業であれば全面形防毒マスクを、それ以上の作業または濃度を推定できない場合は送気マスクの使用を推奨します。1,1-ジメチルヒドラジンを対象とした吸収缶の破過時間が十分確認されていないため、吸収缶は1回使い捨てが望まれます。防毒マスクの着用者には適切な装着(フィットネス)の教育を行うことが必要です。

1, 4-ジクロロ-2-ブテンについての措置

容器・包装への表示

1,4-ジクロロ-2-ブテン、これらを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要です。

(安衛法第57条、安衛則第30、32、33条及び別表第2) 平成23年4月1日より適用

表示事項

①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵または取扱い上の注意、

⑤表示者の氏名、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章

注)主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

注)平成23年4月1日時点で既に存在する物については、平成23年9月30日までは適用除外

規制の対象となる作業と含有率

○1,4-ジクロロ-2-ブテンの製造・取扱い設備から試料を採取し、または当該設備の保守点検を行う作業

○重量の1%を超えて含有する製剤その他の物が対象

発散抑制措置

(特化則第38条の17)

対象となる作業については、1,4-ジクロロ-2-ブテンのガス、蒸気に労働者がさらされること(ばく露)を防止するため、次の措置を講じることが必要です。

3③以外は平成24年4月1日より措置が必要。ただし、平成23年4月1日～平成24年3月31日に新たに設けた作業場所には、設けた時点から。3③は、発散抑制設備を平成23年6月30日までに設置・移転・変更しようとするときは不要。

1 発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること。

2 1の措置が著しく困難な場合、または臨時の作業を行う場合は、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させる等、労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること

3 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

① 構造性能等について一定の要件を満たす必要があること

(局所排気装置の場合の抑制濃度0.005 ppm)

② 定期自主検査、点検を行うこと

③ 設置計画の届出(安衛則第86条、88条および別表第7)(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要)

屋外等で発散抑制措置の設置が困難なため呼吸用保護具を使用させる場合は、有害性が極めて高いことから、送気マスクを推奨します。やむを得ず、防毒マスクを使用する場合は、リスクアセスメントを行った上で、有機ガス用全面形防毒マスク等の適切な保護具を使用します。さらに、経皮吸収が指摘されることから、保護眼鏡または全面形マスク、不浸透性手袋等を着用する等の措置が望まれます。

掲示

平成23年4月1日より適用

見やすい箇所に、①1,4-ジクロロ-2-ブテンを取り扱う場所である旨、②人体に及ぼす作用、③取扱い上の注意事項及び④使用すべき保護具について掲示すること

作業の記録

平成23年4月1日より適用

1月を超えない期間ごとに、①労働者の氏名、②従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間及び③汚染事故等の概要及び応急措置の概要を記録し、30年間保存すること

1, 3-プロパンスルトンについての措置

容器・包装への表示

1,3-プロパンスルトン、これらを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要です。

(安衛法第57条、安衛則第30、32、33条及び別表第2) 平成23年4月1日より適用

表示事項

①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵または取扱い上の注意、

⑤表示者の氏名、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章

注)主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

注)平成23年4月1日時点で既に存在する物については、平成23年9月30日までは適用除外

規制の対象となる作業と含有率

○1,3-プロパンスルトンの製造・取扱い作業全般

○重量の1%を超えて含有する製剤その他の物が対象

接触によるばく露防止措置

(特化則第38条の19)

1,3-プロパンスルトンを製造し、または取り扱う作業に労働者を従事させるときは、1,3-プロパンスルトンに労働者が接触することによる経皮ばく露を防止するため、次の措置を講じることが必要です。

①～⑧、⑮は、平成24年4月1日より。ただし、平成23年4月1日～平成24年3月31日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から。⑨～⑭、⑯～⑲は、平成23年4月1日より。⑲は、製造・取扱い設備を平成23年6月30日までに設置・移転・変更しようとするときは不要。

① 製造・取扱い設備を密閉式の構造とすること

② 製造し、または取り扱う設備は堅固な材料で造り、腐食防止措置を施すこと

③ 接合部の漏えい防止措置

④ バルブ等の開閉方向の表示等

⑤ バルブ等の材質等

⑥ 送給原材料の表示

⑦ 作業規程を定め、これにより作業を行うこと

イ バルブ、コック等(製造・取扱い設備または容器に原材料を送給するとき、及び当該設備または容器から製品等を取り出すときに使用されるものに限る。)の操作

ロ 冷却装置、加熱装置、攪拌装置及び圧縮装置の操作

ハ 計測装置及び制御装置の監視及び調整

ニ 安全弁その他の安全装置の調整

ホ ふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における漏えいの有無の点検

ヘ 試料の採取及びそれに用いる器具の処理

ト 容器の運搬及び貯蔵

チ 設備または容器の保守点検及び洗浄並びに排液処理

リ 異常な事態が発生した場合における応急の措置

ヌ 保護具の装着、点検、保管及び手入れ

ル その他漏えいを防止するため必要な措置

- ⑧ 不浸透性の床
- ⑨ 堅固な容器の使用または確実な包装
- ⑩ 容器または包装に名称及び取扱い上の注意事項を表示
- ⑪ 一定の場所を定めて保管
- ⑫ 使用後の容器等からの発散を防止し、一定の場所を定め集積して保管
- ⑬ 作業開始前に漏えいによる汚染の有無の点検
- ⑭ ⑬の点検において異常を認めたときは、容器等の補修、拭き取り等必要な措置を講じる
- ⑮ 設備または容器に1,3-プロパンスルトンを出し入れする際には直結式器具を使用
- ⑯ 使用後のぼろ、紙くず等は不浸透性の容器に納め、廃棄時には焼却、中和等により除毒すること
- ⑰ 保護具の使用
保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴を着用すること
- ⑱ 関係者以外の者の立入禁止措置
- ⑲ 製造・取扱い設備及びその附属設備の設置等の計画の届出（安衛則第86条、第88条及び別表第7）
（設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要）

➤ 呼吸用保護具

呼吸用保護具については、経皮ばく露の防止に加え、万一の際の吸入ばく露リスクへの備えのため、全面形防じん機能付き防毒マスクの採用が望まれます（この場合保護眼鏡は不要）。

➤ リスクアセスメント

製造・取扱い設備及びその付属設備の設置を行うに当たっては、漏えい防止を含む安全性評価に重点をおいた「化学プラントのセーフティアセスメント」を参考に、リスクアセスメントを実施し、その概要（改善結果または計画を含む）を計画の届出に際し添付することが望まれます。

掲示

平成23年4月1日より適用

見やすい箇所に、①1,3-プロパンスルトンを取り扱う場所である旨、②人体に及ぼす作用、③取扱い上の注意事項及び④使用すべき保護具について掲示すること

作業の記録

平成23年4月1日より適用

1月を超えない期間ごとに、①労働者の氏名、②従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間及び③汚染事故等の概要及び応急措置の概要を記録し、30年間保存すること



参照条文

○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（表示等）

第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

- イ 名称
- ロ 成分
- ハ 人体に及ぼす作用
- ニ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 （略）

（安全衛生教育）

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 （略）

（計画の届出等）

第八十八条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等（仮設の建設物又は機械等で厚生労働省令で定めるものを除く。）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第二十八条の二第一項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

2 前項の規定は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者（同項本文の事業者を除く。）について準用する。

3～8 （略）

○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（作業主任者を選任すべき作業）

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一～十七 （略）

十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号15に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）

十九～二十三 （略）

（法第三十一条の二の政令で定める設備）

第九条の三 法第三十一条の二の政令で定める設備は、次のとおりとする。

一 （略）

二 特定化学設備（別表第三第二号に掲げる第二類物質のうち厚生労働省令で定めるもの又は同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。第十五条第一項第十号において同じ。）及びその附属設備

（定期に自主検査を行うべき機械等）

第十五条 法第四十五条第一項の政令で定める機械等は、次のとおりとする。

一～八 （略）

九 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置で、厚生労働省令で定めるもの

十 特定化学設備及びその附属設備

十一 （略）

2 （略）

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一～九の十二 （略）

九の十三 酸化プロピレン

十～十四の八 （略）

十四の九 一・四－ジクロロ－ニ－ブテン

十四の十 一・一－ジメチルヒドラジン

十四の十一～三十 （略）

三十の二 一・三－プロパンスルホン

三十一～三十八 （略）

三十九 前各号に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

四十 （略）

（作業環境測定を行うべき作業場）

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一～六 （略）

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場（同号15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号15に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行うものを除く。）、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八～十 （略）

（健康診断を行うべき有害な業務）

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一～二 （略）

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号15に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）、第十六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四～六 （略）

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務、第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第十四号の二に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十四号の二に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

一～十四 （略）

十四の二 酸化プロピレン

十五 （略）

十五の二 一・一－ジメチルヒドラジン

十六～二十三 （略）

二十四 第九号から第二十二号までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

3 （略）

別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第二十一条、第二十二条関係）

一 第一類物質

1～8 （略）

二 第二類物質

1～14 （略）

15 酸化プロピレン

16～19 （略）

19の2 一・一－ジメチルヒドラジン

20～36 （略）

37 1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

三 第三類物質

1～9 （略）

参照条文

○ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第三十条 令第十八条第三十九号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含む製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及び同表の備考欄に掲げる物を除く。）とする。

（名称等の表示）

第三十二条 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの（以下この条において「表示事項等」という。）を印刷し、又は表示事項等を印刷した票せんをはりつけて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等のすべてを印刷し、又は表示事項等のすべてを印刷した票せんをはりつけることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号から五号まで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票せんを容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

第三十三条 法第五十七条第一項第一号ホの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- 二 注意喚起語
- 三 安定性及び反応性

（雇入れ時等の教育）

第三十五条 事業者は、労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のために必要な事項について、教育を行わなければならない。ただし、令第二条第三号掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

一～八 （略）

2 （略）

第八十六条 別表第七の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十号による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をする場合における前条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 建設物又は他の機械等とあわせて別表第七の上欄に掲げる機械等について法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする場合にあつては、前条第一項に規定する届書及び書類の記載事項のうち前項に規定する届書又は書面若しくは図面等の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。
- 二 別表第七の上欄に掲げる機械等のみについて法第八十八条第一項の規定による届出をする場合にあつては、前条第一項の規定は適用しないものとする。

3 （略）

（計画の届出をすべき機械等）

第八十八条 法第八十八条第二項の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第七の上欄に掲げる機械等（同表の二十一の項の上欄に掲げる機械等にあつては放射線装置に限る。次項において同じ。）とする。

2 第八十六条第一項の規定は、別表第七の上欄に掲げる機械等について法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定による届出をする場合に準用する。

3 特化則第四十九条第一項の規定による申請をした者が行う特定化学設備等の設置については、法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定による届出は要しないものとする。

別表第二（第三十条関係）

物	含有量（重量パーセント）
（略）	（略）
酸化プロピレン	0. 1パーセント未満
（略）	（略）
一・四ジクロロニブテン	0. 1パーセント未満
一・一ジメチルヒドラジン	0. 1パーセント未満
（略）	（略）
一・三プロパンスルトン	0. 1パーセント未満
（略）	（略）
備考 （略）	

別表第七（第八十六条、第八十八条関係）

機械等の種類	事項	図面等
一～十六 （略）	（略）	（略）
十七 令第九条の三第二号の特定化学設備（以下この項において「特定化学設備」という。）及びその附属設備	一 特定第二類物質（特化則第二条第一項第三号に掲げる特定第二類物質をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は第三類物質（令別表第三第三号に掲げる物をいう。）を製造し、又は取り扱う業務の概要 二 主要構造部分の構造の概要 三 附属設備の構造の概要	一 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 二 特定化学設備を設置する建築物の構造 三 特定化学設備及びその附属設備の配置状況を示す図面 四 局所排気装置が設置されている場合にあつては、局所排気装置摘要書（様式第二十五号） 五 プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあつてはプッシュプル型換気装置摘要書（様式第二十六号）
十八 特定第二類物質又は特化則第二条第一項第五号に掲げる管理第二類物質（以下この項において「管理第二類物質」という。）のガス、蒸気又は粉じんが発散する設備にあっては、密閉の方式、主要構造部分の構造の概要及びその機能 三 全体換気装置にあつては、型式、主要構造部分の構造の概要及びその機能	一 特定第二類物質又は管理第二類物質を製造し、又は取り扱う業務の概要 二 特定第二類物質又は管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備にあっては、密閉の方式、主要構造部分の構造の概要及びその機能 三 全体換気装置にあつては、型式、主要構造部分の構造の概要及びその機能	一 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 二 作業場所の全体を示す図面 三 特定第二類物質又は管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備又は全体換気装置の図面 四 局所排気装置が設置されている場合にあつては、局所排気装置摘要書（様式第二十五号） 五 プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあつてはプッシュプル型換気装置摘要書（様式第二十六号）
十九～二十 （略）	（略）	（略）
二十の二 特化則第三十八条の十七第一項の一・三ブタジェン等（以下この項において「一・三ブタジェン等」という。）に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）	一 一・三ブタジェン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業の概要 二 一・三ブタジェン等のガスの発散源を密閉する設備にあっては、密閉の方式、主要構造部分の構造の概要及びその機能 三 全体換気装置にあつては、型式、主要構造部分の構造の概要及びその機能	一 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 二 作業場所の全体を示す図面 三 一・三ブタジェン等のガスの発散源を密閉する設備又は全体換気装置の図面 四 局所排気装置が設置されている場合にあつては、局所排気装置摘要書（様式第二十五号） 五 プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあつてはプッシュプル型換気装置摘要書（様式第二十六号）
二十の三 （略）	（略）	（略）
二十の四 特化則第三十八条の十九の一・三プロパンスルトン等（以下この項において「一・三プロパンスルトン等」という。）を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備	一 一・三プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う業務の概要 二 主要構造部分の構造の概要 三 附属設備の構造の概要 四 密閉の方式及び労働者に当該物質を取り扱わせるときは健康障害防止の措置の概要	一 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 二 一・三プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する建築物の構造 三 一・三プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備の配置状況を示す図面 四 一・三プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備の図面
二十一～二十五（略）	（略）	（略）

参照条文

○ 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）（抄） （定義等）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 （略）
- 二 第二類物質 令別表第三第二号に掲げる物をいう。
- 三 特定第二類物質 第二類物質のうち、令別表第三第二号1、2、4から7まで、12、15、17、19から20まで、23、24、26、27、28から30まで、31の2及び34から36までに掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第十二号、第十五号、第十七号、第十九号から第二十号まで、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号の二及び第三十四号から第三十六号までに掲げる物をいう。

四～七 （略）

2 令別表第三第二号37の厚生労働省令で定める物は、別表第一に掲げる物とする。

3 （略）

（適用の除外）

第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合、当該業務については、適用しない。

- 一 令別表第三第二号15に掲げる物及び別表第一第十五号に掲げる物（以下「酸化プロピレン等」という。）を屋外においてタンク自動車等から貯蔵タンクに又は貯蔵タンクからタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）
- 二 酸化プロピレン等を貯蔵タンクから耐圧容器に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）

（第二類物質の製造等に係る設備）

第四条 事業者は、特定第二類物質又はオーラミン等（以下「特定第二類物質等」という。）を製造する設備については、密閉式の構造のものとしなければならない。

- 2 事業者は、その製造する特定第二類物質等を労働者に取り扱わせるときは、隔離室での遠隔操作によらなければならない。ただし、粉状の特定第二類物質等を湿潤な状態にして取り扱わせるときは、この限りでない。
- 3 事業者は、その製造する特定第二類物質等を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業を行う場合において、前二項の規定によることが著しく困難であるときは、当該作業を当該特定第二類物質等が作業中の労働者の身体に直接接触しない方法により行い、かつ、当該作業を行う場所に囲い式フードの局所排気装置又はブッシュプル型換気装置を設けなければならない。

第五条 事業者は、特定第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場（特定第二類物質を製造する場合、特定第二類物質を製造する事業場において当該特定第二類物質を取り扱う場合、燻蒸作業を行う場合において令別表第三第二号17、20若しくは31の2に掲げる物又は別表第一第十七号、第二十号若しくは第三十一号の二に掲げる物（以下「臭化メチル等」という。）を取り扱うとき、及び令別表第三第二号30に掲げる物又は別表第一第三十号に掲げる物（以下「ベンゼン等」という。）を溶剤（希釈剤を含む。第三十八条の十六において同じ。）として取り扱う場合に特定第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場を除く。）又は管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場については、当該特定第二類物質若しくは管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該特定第二類物質若しくは管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはブッシュプル型換気装置の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りでない。

- 2 事業者は、前項ただし書の規定により特定第二類物質若しくは管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュプル型換気装置を設けない場合には、全体換気装置を設け、又は当該特定第二類物質若しくは管理第二類物質を湿潤な状態にする等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じなければならない。

（局所排気装置等の要件）

第七条 事業者は、第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。次条第一項において同じ。）については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

- 一 フードは、第一類物質又は第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源ごとに設けられ、かつ、外付け式又はレシーバー式のフードにあつては、当該発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。
- 二 ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所には掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。
- 三 除じん装置又は排ガス処理装置を付設する局所排気装置のファンは、除じ

ん又は排ガス処理をした後の空気が通る位置に設けられていること。ただし、吸引されたガス、蒸気又は粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

四 排気口は、屋外に設けられていること。

五 厚生労働大臣が定める性能を有するものであること。

- 2 事業者は、第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設けるブッシュプル型換気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所には掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。

二 除じん装置又は排ガス処理装置を付設するブッシュプル型換気装置のファンは、除じん又は排ガス処理をした後の空気が通る位置に設けられていること。ただし、吸引されたガス、蒸気又は粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

三 排気口は、屋外に設けられていること。

四 厚生労働大臣が定める要件を具備するものであること。

（局所排気装置等の稼働）

第八条 事業者は、第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置又はブッシュプル型換気装置については、第一類物質又は第二類物質に係る作業が行われている間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。

- 2 事業者は、前項の局所排気装置又はブッシュプル型換気装置を稼働させるときは、バツフルを設けて換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼働させるため必要な措置を講じなければならない。

（ばろ等の処理）

第十二条の二 事業者は、特定化学物質により汚染されたばろ、紙くず等については、労働者が当該特定化学物質により汚染されることを防止するため、ふた又は栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じなければならない。

第四章 漏えいの防止

（腐食防止措置）

第十三条 事業者は、特定化学設備（令第九条の三第二号の特定化学設備をいう。以下同じ。）（特定化学設備のバルブ又はコックを除く。）のうち特定第二類物質又は第三類物質（以下この章において「第三類物質等」という。）が接触する部分については、著しい腐食による当該物質の漏えいを防止するため、当該物質の種類、温度、濃度等に応じ、腐食にくい材料で造り、内張りを施す等の措置を講じなければならない。

（接合部の漏えい防止措置）

第十四条 事業者は、特定化学設備のふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部については、当該接合部から第三類物質等が漏えいすることを防止するため、ガスケットを使用し、接合面を相互に密接させる等の措置を講じなければならない。

（バルブ等の開閉方向の表示等）

第十五条 事業者は、特定化学設備のバルブ若しくはコック又はこれらを操作するためのスイッチ、押しボタン等については、これらの誤操作による第三類物質等の漏えいを防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 開閉の方向を表示すること。
- 二 色分け、形状の区分等を行うこと。

- 2 前項第二号の措置は、色分けのみによるものであつてはならない。

（バルブ等の材質等）

第十六条 事業者は、特定化学設備のバルブ又はコックについては、次に定めるところによらなければならない。

- 一 開閉のひん度及び製造又は取扱いに係る第三類物質等の種類、温度、濃度等に応じ、耐久性のある材料で造ること。
- 二 特定化学設備の使用中にしばしば開放し、又は取り外すことのあるストレーナ等とこれらに最も近接した特定化学設備（配管を除く。第二十条を除き、以下この章において同じ。）との間には、二重に設けること。ただし、当該ストレーナ等と当該特定化学設備との間に設けられるバルブ又はコックが確実に閉止していることを確認することができる装置を設けるとときは、この限りでない。

（送給原材料等の表示）

第十七条 事業者は、特定化学設備に原材料その他の物を送給する労働者が当該送給を誤ることによる第三類物質等の漏えいを防止するため、当該労働者が見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示しなければならない。

（出入口）

第十八条 事業者は、特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物の避難階（直接地上に通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。）には、当該特定化学設備から第三類物質等が漏えいした場合に容易に地上の安全な場所に避難することができる二以上の出入口を設けなければならない。

参照条文

2 事業者は、前項の作業場を有する建築物の避難階以外の階については、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段又は傾斜路を設けなければならない。この場合において、それらのうちの二については、すべり台、避難用はしご、避難用タラップ等の避難用器具をもつて代えることができる。

3 前項の直通階段又は傾斜路のうちの一は、屋外に設けられたものでなければならない。ただし、すべり台、避難用はしご、避難用タラップ等の避難用器具が設けられている場合は、この限りでない。

（計測装置の設置）

第十八条の二 事業者は、特定化学設備のうち発熱反応が行われる反応槽等で、異常化学反応等により第三類物質等が大量に漏えいするおそれのあるもの（以下「管理特定化学設備」という。）については、異常化学反応等の発生を早期には把握するために必要な温度計、流量計、圧力計等の計測装置を設けなければならない。

（警報設備等）

第十九条 事業者は、特定化学設備を設置する作業場又は特定化学設備を設置する作業場以外の作業場で、第三類物質等を合計百リットル（気体である物にあつては、その容積一立方メートルを二リットルとみなす。次項及び第二十四条第二号において同じ。）以上取り扱うものには、第三類物質等が漏えいした場合に関係者にこれを速やかに知らせるための警報用の器具その他の設備を備えなければならない。

2 事業者は、管理特定化学設備（製造し、又は取り扱う第三類物質等の量が合計百リットル以上のものに限る。）については、異常化学反応等の発生を早期には把握するために必要な自動警報装置を設けなければならない。

3 事業者は、前項の自動警報装置を設けることが困難なときは、監視人を置き、当該管理特定化学設備の運転中はこれを監視させる等の措置を講じなければならない。

4 事業者は、第一項の作業場には、第三類物質等が漏えいした場合にその除去に必要な薬剤又は器具その他の設備を備えなければならない。

（緊急しや断装置の設置等）

第十九条の二 事業者は、管理特定化学設備については、異常化学反応等による第三類物質等の大量の漏えいを防止するため、原材料の送給をしや断し、又は製品等を放出するための装置、不活性ガス、冷却用水等を送給するための装置等当該異常化学反応等に対処するための装置を設けなければならない。

2 前項の装置に設けるバルブ又はコックについては、次に定めるところによるなければならない。

- 一 確実に作動する機能を有すること。
- 二 常に円滑に作動できるように状態に保持すること。
- 三 安全かつ正確に操作することのできるものとする。

3 事業者は、第一項の製品等を放出するための装置については、労働者が当該装置から放出される特定化学物質により汚染されることを防止するため、密閉式の構造のものとし、又は放出される特定化学物質を安全な場所へ導き、若しくは安全に処理することができる構造のものとしなければならない。

（予備動力源等）

第十九条の三 事業者は、管理特定化学設備、管理特定化学設備の配管又は管理特定化学設備の附属設備に使用する動力源については、次に定めるところによるなければならない。

- 一 動力源の異常による第三類物質等の漏えいを防止するため、直ちに使用することができる予備動力源を備えること。
- 二 バルブ、コック、スイッチ等については、誤操作を防止するため、施錠、色分け、形状の区分等を行うこと。

2 前項第二号の措置は、色分けのみによるものであつてはならない。

（作業規程）

第二十条 事業者は、特定化学設備又はその附属設備を使用して作業を行うときは、当該特定化学設備又はその附属設備に関し、次の事項について、第三類物質等の漏えいを防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わなければならない。

- 一 バルブ、コック等（特定化学設備に原材料を送給するとき、及び特定化学設備から製品等を取り出すときに使用されるものに限る。）の操作
- 二 冷却装置、加熱装置、攪拌装置及び圧縮装置の操作
- 三 計測装置及び制御装置の監視及び調整
- 四 安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置の調整
- 五 ふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における第三類物質等の漏えいの有無の点検
- 六 試料の採取
- 七 管理特定化学設備にあつては、その運転が一時的又は部分的に中断された場合の運転中断中及び運転再開時における作業の方法
- 八 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- 九 前各号に掲げるもののほか、第三類物質等の漏えいを防止するため必要な措置

（床）

第二十一条 事業者は、第一類物質を取り扱う作業場（第一類物質を製造する作業場において当該第一類物質を取り扱う作業場を除く。）、オーラミン等又は管理第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場及び特定化学設備を設置する屋内作業場の床を不浸透性の材料で造らなければならない。

（設備の改造等の作業）

第二十二条 事業者は、特定化学物質を製造し、取り扱い、若しくは貯蔵する設備又は特定化学物質を発生させる物を入れたタンク等で、当該特定化学物質が滞留するおそれのあるものの改造、修理、清掃等で、これらの設備を分解する作業又はこれらの設備の内部に立ち入る作業（酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年労働省令第四十二号。以下「酸欠則」という。）第二条第八号の第二種酸素欠乏危険作業及び酸欠則第二十五条の二の作業に該当するものを除く。）を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一～十 （略）

2～3 （略）

第二十二条の二 事業者は、特定化学物質を製造し、取り扱い、若しくは貯蔵する設備等の設備（前条第一項の設備及びタンク等を除く。以下この条において同じ。）の改造、修理、清掃等で、当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業（酸欠則第二条第八号の第二種酸素欠乏危険作業及び酸欠則第二十五条の二の作業に該当するものを除く。）を行う場合において、当該設備の溶断、研磨等により特定化学物質を発生させるおそれのあるときは、次の措置を講じなければならない。

一～六 （略）

2 略

（退避等）

第二十三条 事業者は、第三類物質等が漏えいした場合において労働者が健康障害を受けるおそれのあるときは、労働者を作業場等から退避させなければならない。

2 事業者は、前項の場合には、労働者が第三類物質等による健康障害を受けるおそれのないことを確認するまでの間、作業場等に関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

（立入禁止措置）

第二十四条 事業者は、次の作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

- 一 第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場（臭化メチル等を用いて燻蒸作業を行う作業場を除く。）
- 二 特定化学設備を設置する作業場又は特定化学設備を設置する作業場以外の作業場で第三類物質等を合計百リットル以上取り扱うもの

（容器等）

第二十五条 事業者は、特定化学物質を運搬し、又は貯蔵するときは、当該物質が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならない。

2 事業者は、前項の容器又は包装の見やすい箇所に当該物質の名称及び取扱いの注意事項を表示しなければならない。

3 事業者は、特定化学物質の保管については、一定の場所を定めておかななければならない。

4 事業者は、特定化学物質の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、当該物質が発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかななければならない。

（特定化学物質作業主任者の選任）

第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。

2 令第六条第十八号の厚生労働省令で定めるものは、第二条の二各号に掲げる業務とする。

（特定化学物質作業主任者の職務）

第二十八条 事業者は、特定化学物質作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 二 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一ヶ月を超えない期間ごとに点検すること。
- 三 保護具の使用状況を監視すること。

（定期自主検査を行うべき機械等）

第二十九条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置（特定化学物質その他この省令に規定する物に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

- 一 第三条、第四条第三項、第五条第一項若しくは第三十八条の十三第一項第二号、第三十八条の十七第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一

参照条文

号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられる局所排気装置（第三条第一項ただし書及び第三十八条の十六第一項ただし書の局所排気装置を含む。）

- 二 第三条、第四条第三項、第五条第一項若しくは第三十八条の十三第一項第二号、第三十八条の十七第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられるプッシュプル型換気装置（第三十八条の十六第一項ただし書のプッシュプル型換気装置を含む。）

三～五 （略）

（**定期自主検査**）

第三十条 事業者は、前条各号に掲げる装置については、一年以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない同項の装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 局所排気装置
イ～ヘ （略）
二 プッシュプル型換気装置
イ～ヘ （略）
三 （略）

- 2 事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

（**測定及びその記録**）

第三十六条 事業者は、令第二十一条第七号の作業場（石綿等（石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）第二条に規定する石綿等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）について、六月以内ごとに一回、定期に、第一類物質（令別表第三第一号8に掲げる物を除く。）又は第二類物質（別表第一に掲げる物を除く。）の空气中における濃度を測定しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による測定を行ったときは、その都度次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 一 測定日時
二 測定方法
三 測定箇所
四 測定条件
五 測定結果
六 測定を実施した者の氏名
七 測定結果に基づいて当該物質による労働者の健康障害の予防措置を講じたときは、当該措置の概要

- 3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号4から6まで、8、12、14、15、19、19の2、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物（以下「クロム酸等」という。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

- 4 令第二十一条第七号の厚生労働省令で定めるものは、第二条の二各号に掲げる業務とする。

（**測定結果の評価**）

第三十六条の二 事業者は、令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、10、11、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物に係る屋内作業場について、前条第一項又は労働安全衛生法（以下「法」という。）第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による評価を行ったときは、その都度次の事項を記録して、これを三年間保存しなければならない。

- 一 評価日時
二 評価箇所
三 評価結果
四 評価を実施した者の氏名

- 3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6に掲げる物又は同表第二号4から6まで、14、15、19、19の2、23の2、24、27の2、29、30若しくは31の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

（**休憩室**）

第三十七条 事業者は、第一類物質又は第二類物質を常時、製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行なう作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。

- 2 事業者は、前項の休憩室については、同項の物質が粉状である場合は、次の措置を講じなければならない。

- 一 入口には、水を流し、又は十分湿らせたマツトを置く等労働者の足部に付着した物を除去するための設備を設けること。
二 入口には、衣服用ブラシを備えること。
三 床は、真空そうじ機を使用して、又は水洗によつて容易にそうじできる構造のものとし、毎日一回以上そうじすること。

- 3 労働者は、第一項の作業に従事したときは、同項の休憩室にはいる前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならない。

（**洗浄設備**）

第三十八条 事業者は、第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗たくのための設備を設けなければならない。

（**喫煙等の禁止**）

第三十八条の二 事業者は、第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

- 2 労働者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

（**掲示**）

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号4から6まで、8、11、12、14、15、19、19の2、21、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物若しくは別表第一第四号から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十四号、第十五号、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十三号の二、第二十四号、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二若しくは第三十二号に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 一 特別管理物質の名称
二 特別管理物質の人体に及ぼす作用
三 特別管理物質の取扱い上の注意事項
四 使用すべき保護具

（**作業の記録**）

第三十八条の四 事業者は、特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存するものとする。

- 一 労働者の氏名
二 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
三 特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

（**一・三ーブタジエン等に係る措置**）

第三十八条の十七 事業者は、一・三ーブタジエン若しくは一・四ージクロロー二ーブテン又は一・三ーブタジエン若しくは一・四ージクロロー二ーブテンをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「一・三ーブタジエン等」という。）を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 一・三ーブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所に、一・三ーブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。ただし、一・三ーブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させる等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

- 二 一・三ーブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示すること。

- イ 一・三ーブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所である旨
ロ 一・三ーブタジエン等の人体に及ぼす作用
ハ 一・三ーブタジエン等の取扱い上の注意事項
ニ 使用すべき保護具
三 一・三ーブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、

参照条文

又は当該設備の保守点検を行う作業場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存すること。

イ 労働者の氏名

ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

ハ 一・三・ブタジエン等により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

四 一・三・ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させる事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書（様式第十一号）に前号の作業の記録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。

2 第七条第一項及び第八条の規定は前項第一号の局所排気装置について、第七条第二項及び第八条の規定は同号のプッシュプル型換気装置について準用する。ただし、前項第一号の局所排気装置が屋外に設置されるものである場合には第七条第一項第四号及び第五号の規定、前項第一号のプッシュプル型換気装置が屋外に設置されるものである場合には同条第二項第三号及び第四号の規定は、準用しない。

（一・三・ブロパンスルトン等に係る措置）

第三十八条の十九 事業者は、一・三・ブロパンスルトン又は一・三・ブロパンスルトンその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「一・三・ブロパンスルトン等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 一・三・ブロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備については、密閉式の構造のものとすること。

二 一・三・ブロパンスルトン等により汚染されたばろ、紙くず等については、労働者が一・三・ブロパンスルトン等により汚染されることを防止するため、蓋又は栓をした不浸透性の容器に納めておき、廃棄するときは焼却その他の方法により十分除毒すること。

三 一・三・ブロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備（当該設備のバルブ又はコックを除く。）については、一・三・ブロパンスルトン等の漏えいを防止するため堅固な材料で造り、当該設備のうち一・三・ブロパンスルトン等が接触する部分については、著しい腐食による一・三・ブロパンスルトン等の漏えいを防止するため、一・三・ブロパンスルトン等の温度、濃度等に応じ、腐食にくい材料で造り、内張り等を施す等の措置を講ずること。

四 一・三・ブロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備の蓋板、フランジ、バルブ、コック等の接合部については、当該接合部から一・三・ブロパンスルトン等が漏えいすることを防止するため、ガスケットを使用し、接合面を相互に密接させる等の措置を講ずること。

五 一・三・ブロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備のバルブ若しくはコック又はこれらを操作するためのスイッチ、押しボタン等については、これらの誤操作による、一・三・ブロパンスルトン等の漏えいを防止するため、次の措置を講ずること。

イ 開閉の方向を表示すること。

ロ 色分け、形状の区分等を行うこと。ただし、色分けのみによるものであってはならない。

六 一・三・ブロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備のバルブ又はコックについては、次に定めるところによること。

イ 開閉の頻度及び製造又は取扱いに係る一・三・ブロパンスルトン等の温度、濃度等に応じ、耐久性のある材料で造ること。

ロ 一・三・ブロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備の使用中止にしばしば開放し、又は取り外すことのあるストレーナ等とこれらに最も近接した一・三・ブロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備（配管を除く。次号、第九号及び第十号において同じ。）との間には、二重に設けること。ただし、当該ストレーナ等と当該設備との間に設けられるバルブ又はコックが確実に閉止していることを確認することができる装置を設けるときは、この限りでない。

七 一・三・ブロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備に原材料その他の物を送給する労働者が当該送給を誤ることによる一・三・ブロパンスルトン等の漏えいを防止するため、当該労働者が見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示すること。

八 一・三・ブロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業を行うときは、次の事項について、一・三・ブロパンスルトン等の漏えいを防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行うこと。

イ バルブ、コック等（一・三・ブロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備又は容器に原材料を送給するとき、及び当該設備又は容器から製品等を取り出すときに使用されるものに限る。）の操作

ロ 冷却装置、加熱装置、撹拌装置及び圧縮装置の操作

ハ 計測装置及び制御装置の監視及び調整

ニ 安全弁その他の安全装置の調整

ホ 蓋板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における一・三・ブロパンスルトン等の漏えいの有無の点検

ヘ 試料の採取及びそれに用いる器具の処理

ト 容器の運搬及び貯蔵

チ 設備又は容器の保守点検及び洗浄並びに排液処理

リ 異常な事態が発生した場合における応急の措置

ス 保護具の装着、点検、保管及び手入れ

ル その他一・三・ブロパンスルトン等の漏えいを防止するため必要な措置

九 一・三・ブロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場及び一・三・ブロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する屋内作業場の床を不浸透性の材料で造ること。

十 一・三・ブロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する作業場又は当該設備を設置する作業場以外の作業場で一・三・ブロパンスルトン等を合計百リットル以上取り扱うものには、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

十一 一・三・ブロパンスルトン等を運搬し、又は貯蔵するときは、一・三・ブロパンスルトン等が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をすること。

十二 前号の容器又は包装の見やすい箇所に一・三・ブロパンスルトン等の名称及び取扱上の注意事項を表示すること。

十三 一・三・ブロパンスルトン等の保管については、一定の場所を定めておくこと。

十四 一・三・ブロパンスルトン等の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、一・三・ブロパンスルトン等が発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておくこと。

十五 その日の作業を開始する前に、一・三・ブロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及び一・三・ブロパンスルトン等が入っている容器の状態並びに当該設備又は容器が置いてある場所の一・三・ブロパンスルトン等による汚染の有無を点検すること。

十六 前号の点検を行った場合において、異常を認めたときは、当該設備又は容器を補修し、漏れた一・三・ブロパンスルトン等を拭き取る等必要な措置を講ずること。

十七 一・三・ブロパンスルトン等を製造し、若しくは取り扱う設備若しくは容器に一・三・ブロパンスルトン等を入れ、又は当該設備若しくは容器から取り出すときは、一・三・ブロパンスルトン等が漏れないよう、当該設備又は容器の注入口又は排気口に直結できる構造の器具を用いて行うこと。

十八 一・三・ブロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示すること。

イ 一・三・ブロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場である旨

ロ 一・三・ブロパンスルトン等の人体に及ぼす作用

ハ 一・三・ブロパンスルトン等の取扱い上の注意事項

ニ 使用すべき保護具

十九 一・三・ブロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存すること。

イ 労働者の氏名

ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

ハ 一・三・ブロパンスルトン等により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

二十 一・三・ブロパンスルトン等による皮膚の汚染防止のため、保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること。

二十一 事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書（様式第十一号）に第十九号の作業の記録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。

（健康診断の実施）

第三十九条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを發散する場所における業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

2 事業者は、令第二十二條第二項の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを發散する場所における業務を除く。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、別表第三の上欄に掲げる業務のうち労働者が常時従事した同項の業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

3 事業者は、前二項の健康診断（シアン化カリウム（これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）、シアン化水素（これをその重

参照条文

量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)及びシアン化ナトリウム(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対し行われた第一項の健康診断を除く。)の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、別表第四の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 4 令第二十二條第二項第二十四号の厚生労働省令で定める物は、別表第五に掲げる物とする。
- 5 令第二十二條第一項第三号の厚生労働省令で定めるもの及び同条第二項の厚生労働省令で定めるものは、第二條の二各号に掲げる業務とする。

(健康診断の結果の記録)

第四十條 事業者は、前条第一項から第三項までの健康診断(法第六十六條第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「特定化学物質健康診断」という。)の結果に基づき、特定化学物質健康診断個人票(様式第二号)を作成し、これを五年間保存しなければならない。

- 2 事業者は、特定化学物質健康診断個人票のうち、特別管理物質を製造し、又は取り扱う業務(クロム酸等を取り扱う業務にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う業務に限る。)に常時従事し、又は従事した労働者に係る特定化学物質健康診断個人票については、これを三十年間保存するものとする。

(健康診断結果報告)

第四十一條 事業者は、第三十九條第一項から第三項までの健康診断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、特定化学物質健康診断結果報告書(様式第三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(緊急診断)

第四十二條 事業者は、特定化学物質が漏えいした場合において、労働者が当該特定化学物質により汚染され、又は当該特定化学物質を吸入したときは、遅滞なく、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

(呼吸用保護具)

第四十三條 事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場には、当該物質のガス、蒸気又は粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

(保護衣等)

第四十四條 事業者は、特定化学物質で皮膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業に従事する労働者に使用させるため、不透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに塗布剤を備え付けなければならない。

(保護具の数等)

第四十五條 事業者は、前二條の保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

第五十三條 特別管理物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質関係記録等報告書(様式第十一号)に次の記録及び特定化学物質健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

- 一 第三十六條第三項の測定の記録
- 二 第三十八條の四の作業の記録
- 三 第四十條第二項の特定化学物質健康診断個人票

別表第一 (第二條、第五條、第三十六條、第三十八條の三関係)

- 一～十四 (略)
- 十五 酸化プロピレンを含有する製剤その他の物。ただし、酸化プロピレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 十六～十九 (略)
- 十九の二 一・一ージメチルヒドラジン含有する製剤その他の物。ただし、一・一ージメチルヒドラジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 二十～三十六 (略)

別表第三 (第三十九條関係)

業務		期間	項目
(一)～(十八) (略)			
(十九)	酸化プロピレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 酸化プロピレンによる眼の痛み、せき、咽頭痛、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
(二十)・(二十一) (略)			
(二十二)	一・一ージメチルヒドラジン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 一・一ージメチルヒドラジンによる眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
(二十三)～(三十九) (略)			

別表第四 (第三十九條関係)

業務		項目
(一)～(十九) (略)		
(二十)	酸化プロピレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査
(二十一) (略)		
(二十二)	一・一ージメチルヒドラジン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 肝機能検査
(二十三)～(三十九) (略)		

別表第五 (第三十九條関係)

- 一～六 (略)
- 六の二 酸化プロピレンを含有する製剤その他の物。ただし、酸化プロピレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 七 (略)
- 七の二 一・一ージメチルヒドラジン含有する製剤その他の物。ただし、一・一ージメチルヒドラジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 八～十五 (略)

お問い合わせ先…都道府県労働局または労働基準監督署
(所在案内:<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei03.html> では、改正内容等の詳細を順次掲載する予定です。